

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年三月二十九日

奈良県知事 山下 真

奈良県規則第五十二号

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

奈良県看護師等修学資金貸与条例施行規則（昭和三十七年七月奈良県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第六条の二の二第三項」を「第七条第二項」に改め、同条中第六号を削り、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 児童福祉法第十条の二第一項に規定するこども家庭センター

第四条第一号を次のように改める。

一 こども家庭センターにおける看護師等の業務のうち母子保健法（昭和四十年法律第四百一十一号）第二十二条第一項各号に掲げる事業に係る助産師の業務以外の業務

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。